

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類と地域

事業所名	ナザレ園定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
所在地	茨城県那珂市中里 342 番地 3
電話番号	029-296-0034
FAX 番号	029-270-9316
事業所番号	0892600081
サービスを提供する地域	那珂市

(2) 当事業所の職員体制 (訪問介護兼務体制)

職 名	資 格	常 勤	非常勤	合 計	業 務 内 容
管理者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名	事業所の従事者及び業務の管理
オペレーター	介護福祉士	7 名	1 名	8 名	通報内容を基に、相談援助、 訪問介護員等の訪問要請の判断と指令を行う。
計画作成 責任者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護計画書の作成、 利用の調整等。
訪問介護員	介護福祉士	7 名	1 名	8 名	入浴・排泄・食事等の生活 全般にわたる援助
	実務者研修終了	0 名	1 名	1 名	
	初任者研修終了	0 名	2 名	2 名	

(3) サービスの提供時間

営業日 年中無休
営業時間 24 時間営業

2. 事業の目的と運営方針

(1) 運営方針・目的

要介護状態になった高齢者が、その居宅において、可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその居宅を訪問し、入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して在宅生活を送ることができるよう必要な援助を行うものとします。

3. サービス内容

事業所は、「定期巡回サービス」、「随時対応サービス」、「随時訪問サービス」、の提供を行います。

(1) 定期巡回サービス

事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。

(2) 随時対応サービス

事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターが利用者又はその家族からの通報の内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など必要な手配を行います。

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。

(4) 訪問看護サービス

連携先の看護師等が、月 1 回利用者の居宅を訪問し身体状況の観察や助言を行います。

4. 利用料金

添付の介護報酬表参照

(1.)加算について

①初期加算

定期巡回・随時対応サービスの利用開始日から 30 日以内の期間は、1 日につき 30 単位を所定単位に加算します。

②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に加算します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数に 24.5% を乗じて算定します。

⑤ サービス提供体制強化加算Ⅰ

職員研修を実施しており、かつ、訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上であること。750 単位／月

⑥ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者と意思疎通等を図り、適切に連携するため体制構築と体制整備について評価が行われます。1,200 単位／月

(2) 上記料金表の他に、交通費等は一切かかりません。

(3) 連絡又は緊急時の連絡は定期巡回・随時対応事業所の電話にご連絡下さい。

(4) 訪問介護員等のキャンセル料はいただきませんが、派遣の都合がありますので、キャンセルをされる場合には至急ご連絡ください。

(5) その他

① 利用者の住居において、サービスを提供するために必要な電気、ガス、水道、排泄用消耗品等の費用・物品は、お客様負担となります。

② 料金のお支払い方法

支払方法は、介護員による集金、または銀行等で口座引落し（毎月 20 日引落し）となります。

ア、サービス提供者による集金

イ、指定口座への振込み

ウ、座引落し

「指定口座」常陽銀行 瓜連支店 普通預金 1 3 1 7 3 7 7

社会福祉法人ナザレ園

ナザレ園定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 理事長 菊池 義

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談の上、お申込み下さい。当事業所では、利用申込書によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が自宅を訪問し、契約の締結を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成し、サービスの提供を開始いたします。

（２）サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了１カ月前までに文書で通知いたします。

（３）自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ③ 利用者の介護認定区分が、自立又は要支援と認定された場合
- ④ 利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

（４）その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又は利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することにより、すぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく１ヶ月以上遅延し、料金を催告したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。

・鍵の保管について

利用者宅の鍵の保管については、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任をもって保管いたします。万が一、紛失・破損等した場合にはすみやかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。

・個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護事業所における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、適切に行います。

6. サービス利用のために

事 項	有	備 考
サービス従事者の変更の可否	○	変更希望の場合はお申し出ください。
従事者への研修の実施状況	○	年間計画により実施
サービスマニュアルの作成状況	○	作成マニュアル有

7. 第三者による評価の実施状況

第3者による評価の 実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス内容に関する苦情

(ア) 当事業所の利用者相談・苦情担当

担当窓口 ① 管理者 鴨志田 美奈子 電話 029-296-0034
サービス計画責任者 鴨志田 美奈子

(イ) その他

当事業所以外に市または、その他に相談・苦情窓口に苦情を伝える事ができます。

那珂市役所介護保険担当課

電話 029-298-1111

茨城県国民健康保険団体連合会

電話 029-301-1565

茨城県社会福祉協議会(茨城県運営適正化委員会) 電話 029-305-7193

(受付時間 平日 9:00～17:00)

令和 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所 ナザレ園定期巡回・随時対応型訪問介護看護

所在地 茨城県那珂市中里 342 番地 2

名 称 ナザレ園 サポート 24

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印